

令和八年度療養費改定とその背景

～ 適正運用と持続可能な業界づくり ～

1. +0.6%という改定率が意味するもの

療養費改定においては、従来診療報酬改定の内容や改定率が一定の参考指標とされてきました。令和8年6月に施行される診療報酬改定の二年平均改定率（令和8・9年度平均）は+3.09%で、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）、そして柔道整復の療養費改定率0.6%と比較すると、一見かなり高い改定率に見えます。しかし、その内訳は、賃上げ対応1.7%、物価高対応0.76%、食費・光熱水道費対応0.09%、緊急対応0.44%、効率化・適正化-0.15%、その他0.25%となっており、その多くは用途が限定された財源によって構成されています。

このうち、賃上げ対応や物価高対応などは、主として医療機関運営上の特定目的に充てられるもので、通常の医療サービスや療養費改定と単純比較できる性質のものではありません。そのため、あはき療養費改定率との比較対象としては「その他0.25%」の部分が、近い性質を持つものとして考えられます。さらに「その他」に含まれる医科本体の改定率が+0.28%であることを踏まえると、あはき療養費における+0.6%という改定率は、相当に配慮された水準の改定であると捉えることができます。

2. 療養費改定の背景にある「経営持続可能性」という概念

1) 経営持続可能性とは

経営持続可能性（サステナブル経営）とは、利益だけでなく、企業が「環境・社会・経済」とどのように関わりながら活動しているかを重視し、社会的信頼や制度との調和、人材育成、適正な事業運営を通じて、長期的に安定して事業を継続できる状態を指します。

あはき柔整業界においては、国民の健康と福祉に対する役割を果たしながら、適正な療養費運用、高い倫理観、施術者の質の向上などを重視し、社会的信頼を維持しつつ長期的に経営を継続しながら社会貢献を行っていくにはどのように社会的信頼を維持しながら制度を持続させていくか、という視点が療養費制度の見直しの背景にあると考えられます。

2) 経営を維持するための配慮

あはき、柔道整復の施術所ともに、昨今の物価高騰や賃金上昇の流れに対応して経営を維持するために検料や施術料など基本的な料金がベースアップされ、医科本体の改定率+0.28%を上回る+0.6%という非常に配慮された改定率になったと考えられます。しかし、ただ無条件に料金のベースアップが実施されたわけではなく、限られた保険財源を公平に配分するため経営実態や療養費状況のデータをもとに、過剰な施術を抑制し、適正な利用を促すための通減や条件制限などの方策が練られています。

3) さまざまな算定制限の背景について

算定制限の狙いは、不適切な療養費請求を抑制することであるといっても過言でないと考えます。

(1) はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧

① 施術料、電気鍼、電気温灸器、電気光線器具、温罨法、変形徒手矯正術

あはきにおいては、医師の同意書が前提になって療養費施術を行っているため、不適切な療養費運用が生じにくいと考えられてきましたが、過剰な施術を抑制するために月16回目より大幅な逓減が加えられます。しかし、このようシチュエーションは隔日以上で施術しないと起こりえないため、現場への大きな影響はないと考えます。

② 訪問施術料

一施設にたいする訪問施術で、著しく人数が多い、割合が多い場合に行われる逓減については移動効率が良いことを理由としているが、このような事象が発生する場合の多くに、あはき師と施設、入居者、同意書を発行する医療機関を仲介する業者の存在がある場合があり、営利目的のために「本当は医学的には必要でない」訪問施術が一定数含まれている可能性があることから、その抑制のために行われた可能性が考えられます。

(2) 柔道整復

① 検料

初検料および再検料はともに引き上げられていますが、条件によって算定が制限を受けています。療養費制度の適正運用の観点からは深刻な問題であり、療養費改定に向けての会議中に調査報告まで行われました。継続施術を部位変更により新規負傷として取り扱う「いわゆる部位転がし」の抑制が主目的だと考えられます。これにより、運動選手や肉体労働従事者などでは可能性がある、本当の連続した負傷でも検料が、算定できなくなりました。

② 打撲・捻挫の後療料

打撲と捻挫は、柔道整復における療養費の6割を占めています。過剰な施術を抑制するために2部位目から逓減することになった可能性が考えられます。負傷のシチュエーションによって複数部位負傷する可能性は容易に想像できますが、本当に複数部位負傷した場合でも、逓減を受けることになりました。

4) 明細書発行

(1) 医療機関における現状

医療機関においては、平成22年の改定からレセプト電子請求の義務付け対象となっている医療機関、薬局について、正当な理由の無い限り原則として明細書の無料発行が義務付けられ、令和10年(2028年)以降の完全義務化に向けて進んでいます。そのような流れの中、施術所の明細書発行も進められています。

(2) あはき・柔整施術所における現状

柔道整復においては令和6年5月29日付け保医発0529第3号にて「明細書発行機能が付与されているレセプトコンピューター（レセコン）を使用している施術所においては、施術管理者は患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。」と通知されています。

令和4年12月26日～5年2月17日にかけて厚生労働省が行ったアンケート調査では、柔道整復施術所におけるレセコン設置率は96%であり、そのうち94%が明細書発行機能を備えていました。したがって、全施術所ベースでは、およそ90%の施術所が明細書発行機能を有していると推計されます。しかし、明細書発行実績があると回答した施術所は43%でそのうち、施術ごとに明細書を発行しているのは43%、つまり全体のおよそ18.5%となる。また義務化対象施術所である旨の回答は38%で、非常に首をかしげる調査結果となっています。

あはきにおいては、平成30年6月12日保発0612第2号の「(領収証及び明細書の交付)」にて「施術管理者は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した様式第5号による一部負担金明細書（1日分）又は様式第5号の2による一部負担金明細書（1月分）を交付すること。」と通知されています。

あはき・柔整施術における明細書発行は原則義務化されていますが、まだ浸透しているとは言えず、改定後は毎回の明細書発行加算が算定されるなど、行政的にはより一層の推進される方向になるでしょう。

(3) 明細書発行推進の意義

今回の療養費改定では、柔道整復およびあはきにおける明細書発行の義務化が明確に打ち出されました。これは単なる事務手続きの追加ではなく、療養費制度の透明性向上と適正運用を支える重要な取り組みといえます。

まず、明細書発行の目的として挙げられるのが、患者への情報提供です。柔道整復施術所では、明細書発行に関する説明掲示が義務付けられており、掲示様式には「患者の皆様に対し、施術内容や施術費用について情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を無料で発行する」と記載されています。患者自身が、どのような施術を受け、どのような費用が発生しているのかを把握できることは、療養費制度に対する基本的な信頼性の確保につながるものと考えられます。

さらに、患者が明細書を保管することで透明性が高まると、必要に応じて保険者が施術内容を照会できる体制が整い、不適切請求の抑制にもつながります。近年問題視されている「部位転がし」などの不適切な請求行為についても、明細書の普及を通じた適正運用の促進効果が期待されます。

加えて、明細書発行には施術者と患者との信頼関係の構築という重要な意義もあります。請求内容を示し患者に伝えることは、求めがあった場合に施術者は説明しなければならない義務も持つこととなります。これらのことに対して筆者は、「どのような考えに基づいて施術を行ったのか」を患者に伝える文化の醸成につながり、法的な義務はないが疑義照会や有害事象が発生した場合、ないと責任を問われる可能性がある「施術録」作成の推進につながるのではないかと期待しており、施術者の説明責任とプロフェッショナルリズムを高める観点からも重要な意義を持っていると考えます。

このように、明細書発行は、患者への情報提供、請求の透明化、保険者による確認の実効性向上、不適切請求の抑制、そして施術者と患者との信頼関係の構築という複数の役割を担うものです。今後の療養費制度の持続可能性を支える重要な基盤の一つとして、その意義はますます高まっていくといえるでしょう。

3. まとめ ～今回の改定の先にあるもの～

今回の改定方針は、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の潮流と軌を一にしているように感じられます。医療DXとは、保健・医療・介護の各分野においてデジタル技術を活用し、「医療の質の向上」と「業務の効率化」を実現しようとする国を挙げた取り組みです。あはき・柔整業界においても、レセコンの普及、オンライン資格確認への対応、明細書発行の推進など、療養費制度のデジタル化が着実に進みつつあります。これらは単なる事務処理の効率化ではなく、施術内容や請求内容の透明性向上、情報共有の促進といった側面も持っています。

また、医療分野では電子カルテの導入が進み、医療機関や薬局との情報連携も拡大しています。現在、あはき・柔整業界でも電子カルテシステムの導入が始まりつつあります。将来的にはレセコン機能を備えた電子カルテが主流となって、レセプトの電子申請や同意書・施術報告書のデータ共有などが実現する可能性もあります。その際に重要となるのは、施術録の電子化だけではありません。施術内容を標準化された様式で記録し、第三者にも説明可能な形で残すという文化が業界全体に根付くことです。記録と説明、そして患者・保険者・医療機関との情報共有が進むことで、施術の質や社会的信頼の向上にもつながることが期待されます。

今回の改定は、一部では収入減につながる可能性があるとして「改悪」と受け止められることもあります。しかし、その内容を見ていくと、施術所の経営状況や患者の受療動向などの調査結果を踏まえながら、制度の持続可能性を意識して設計されていることがうかがえます。改定率そのものはベースアップであり、全体としては適正な療養費運用によるサステナブル経営への転換を促すものと捉えることもできます。筆者としては、あはき・柔整のDX化が進むことで、「記録」と「説明」、そして患者との「情報共有」がさらに重視される業界へ発展していくことを期待しています。その流れの中では、不適切な療養費請求は徐々に減少し、高い専門性と倫理観を備えた施術者や施術所が社会からより評価されるようになるでしょう。

今回の改定はあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう、柔道整復の業界が社会的な信用を高めて持続可能な未来に向けた一歩を踏み出せるか否かを試されているといっても過言ではないかもしれません。

Web ひーりんぐマガジン 第20号

-
- Vol.20-1 令和八年度療養費改定とその背景
～ 適正運用と持続可能な業界づくり ～
- Vol.20-2 柔道整復 療養費改定のポイント
- Vol.20-3 あん摩マッサージ指圧 療養費改定のポイント
- Vol.20-4 はり・きゅう 療養費改定のポイント
- 付録1 柔道整復療養費早見表
- 付録2 あん摩マッサージ指圧療養費早見表
- 付録3 はり・きゅう療養費早見表
-

2026年 © ひーりんぐマガジン編集部